

令和8年4月28日

■指名停止措置の概要

対 象 業 者	住 所：沖縄県名護市豊原224番地の5 商号又は名称：株式会社 許田組 代表者氏名：代表取締役 許田 健一
指 名 停 止 期 間	決定の日から1か月間 (令和8年4月28日から令和8年5月27日まで)
事 件 ・ 事 案 の 概 要	「山手線2工区道路改良工事(その6)」において、是正指示にもかかわらず、作業員確保不足や下請契約遅延により当初契約の履行が困難となり、結果として減額変更契約を余儀なくされ、著しく信頼関係を損なう行為があった。
根 拠 及 び 理 由	上記のことが名護市指名停止等事務処理要綱別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
指 名 停 止 の 対 象 範 囲	名護市の発注する工事等の全て(下請け含む)。

名護市指名停止等事務処理要綱別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
(不正又は不誠実な行為) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適等であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内